



団体登録について

次のすべてに該当する団体は、「登録団体」として優先して施設の利用申請ができます。また、利用料金の半額を免除します

●登録団体の要件

- ・区内に活動拠点がある5名以上の団体で、区内で社会貢献活動を行う
- ・当該団体が定める規約に基づき運営・活動を行う
- ・特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当する

●登録に必要な書類

- ①団体登録申請書
- ②団体の会則・定款等
- ③会員または役員の名簿
- ④確認書（特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当することを確認する書面）
- ⑤ちらし・パンフレット等活動内容がわかるもの
- ⑥代表者または連絡責任者の身分証明書

※ ①④の書類は新宿区ホームページから取り出せます。
 ※ 新宿区に登録しているNPO法人は、②～⑥の代わりに区登録NPO法人の登録申請結果通知書（写し）を提出してください。

●社会貢献活動とは

営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として自発的に行われる活動をいいます。

※本施設のご利用は社会貢献活動目的での利用に限ります。登録団体であっても社会貢献活動以外の目的で使用することはできません。

※同好会や会員互助などの共益的な活動を行う団体や、趣味サークル活動を行う団体は登録できません。

【ご利用にあたっての注意事項】

* 次の場合、施設のご利用ができません。

- ・営利目的の利用
- ・定員を超えての利用
- ・騒音等により利用者や近隣住民等に迷惑を及ぼす利用
- ・指定管理者が許可しない火気の使用、物品の販売、動物の持込み、館内での飲食
- ・公序良俗を害するおそれのある利用
- ・施設等に損害を与えるおそれのある利用

* 不正利用又は無断キャンセルしたときは、利用の取消又は団体登録の抹消を行う場合があります。

* 施設、付帯設備等を損傷し、又は滅失したときは損害を賠償していただきます。

* 利用者が出たごみは、お持ち帰りください。

* 施設内は全館禁煙です。

* 会議室等の利用開始前に、必ず4階受付にお越しください。
(承認された利用時間には、「準備」から「後片付け」までの時間を含みます。)

* 利用終了の際は、配置されていた机、椅子、備品等を、必ず元に戻してください。
また、施設や設備等の異常に気付いた場合は、必ずお知らせください。

* 車でお越しはご注意ください。(障害者用駐車スペース利用希望の場合は、事前にお問い合わせください。)

* 利用に際しては、職員・警備員等、係員の注意を守ってください。

* 101会議室、2階多目的室は選挙利用が優先されます。

* 多目的グラウンドは土のグラウンドであるため、雨天時やグラウンドコンディションにより利用を中止することがあります。

【新宿NPO協働推進センターの概要】

◆設置目的

新宿区内において社会貢献活動を行う特定非営利活動法人その他の多様な主体の協働の取組を推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備することにより、区内における社会貢献活動の健全な発展を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。

◆事業内容

- ①社会貢献活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関すること。(情報提供・相談窓口事業、普及啓発事業、情報収集・発信事業など)
- ②社会貢献活動を行う団体等のネットワークづくりその他当該団体等の活動の推進に関すること。(講座事業、交流事業など)
- ③センターの利用に関すること。(施設貸出事業など)

◆開館時間：午前9時～午後10時

◆利用時間：午前9時～午後9時45分

◆休館日：毎月第二火曜日・年末年始

◆指定管理者：一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会

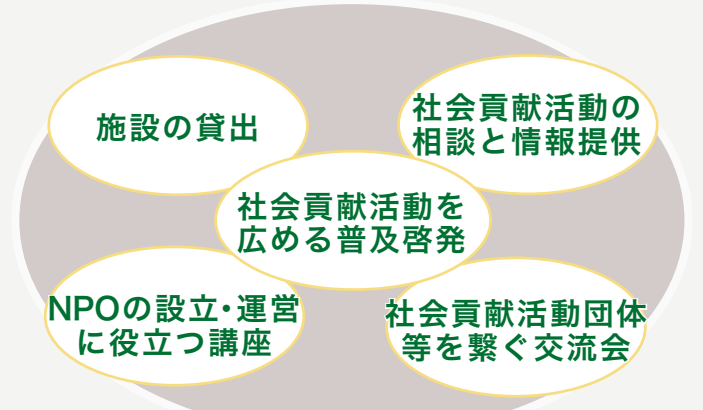


新宿NPO協働推進センター

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-36-12
 Tel 03-5386-1315 Fax 03-5386-1318
 E-mail : hiroba@s-nponet.net

JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線高田馬場駅徒歩15分
 都営バス・関東バス「小滝橋」バス停徒歩4分

地域を支える社会貢献活動の拠点 新宿区立新宿NPO協働推進センター



平成25年4月1日オープン!